

長生郡市広域市町村圏組合

汚泥再生処理センター 長期包括運營業務委託

募集要項

平成29年7月

汚泥再生処理センター 長期包括運營業務委託
募集要項
目 次

第1章 募集要項等の定義	1
第2章 長期包括運營業務委託の概要	2
1 業務名称	2
2 対象施設の種類	2
3 対象施設の管理者	2
4 業務実施場所	2
5 対象施設の概要	2
6 長期包括運營業務委託の目的	3
7 業務スケジュール（予定）	3
8 業務範囲	4
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項（予定）	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 事業者の募集及び選定手順	6
第4章 参加者に関する条件	8
1 参加資格要件	8
1) 参加者の構成等	8
2) 参加者の参加資格要件	8
2 応募に関する留意事項	9
1) 募集要項等の承諾	9
2) 費用負担	9
3) 契約保証金	9
4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	9
5) 著作権	9
6) 提案書類の取扱い	9
7) 組合が提示する参考資料の取扱い	9
8) 応募無効に関する事項	9
9) 応募延期等	10
10) 業務委託限度額の公表	10
11) その他	10
3 応募手続き等	10
1) 募集要項等の配布	10
2) 募集要項等に関する質問の受付	11
3) 募集要項等に関する質問に対する回答	11

4) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出日	12
5) 参加資格の確認（資格審査）	12
6) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明	13
7) 参考資料の閲覧	13
8) 提案書類の提出	14
9) その他	15
第5章 包括運営委託条件	16
1 事業計画の提案に関する条件	16
1) 組合が支払う委託費	16
2) 包括的運営管理に係る提案条件	16
3) 保険	16
4) 業務の再委託	16
2 組合による本業務の実施状況の監理（モニタリング）	17
1) 運営段階	17
2) 業務期間終了段階	17
第6章 提案書類の審査	18
1 審査会の設置	18
2 審査の方法	18
1) 提案書類審査	18
2) 優先交渉権者の決定	18
3 審査事項	18
4 事務局	18
第7章 契約の概要	19
1 契約手続き	19
2 契約内容の見直し	19
第8章 事業者の責任の明確化	19
1 基本的な考え方	19
2 予想されるリスクと責任分担	19
第9章 業務履行計画等の解釈に関する疑義	19
第10章 業務の継続が困難になった場合の措置に関する事項	20
1 基本的な考え方	20
2 契約の担保	20
別表-1 リスク分担表	21

第1章 募集要項等の定義

長生郡市広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、汚泥再生処理センター長期包括運營業務委託（以下「本業務」という。）について、事業者を公募により選定する。

この募集要項は、組合が本業務を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、プロポーザルに参加しようとする者に配付するものである。

参加者は、募集要項の内容を踏まえ、審査に必要な提案書類を提出すること。

なお、募集要項に併せて配付する様式集、仕様書（要求水準書）、優先交渉権者決定基準も一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

第2章 長期包括運營業務委託の概要

1 業務名称

汚泥再生処理センター長期包括運營業務委託

2 対象施設の種類

汚泥再生処理センター

3 対象施設の管理者

長生郡市広域市町村圏組合 管理者 田中豊彦

4 業務実施場所

千葉県長生郡長生村藪塚 1, 115-1

5 対象施設の概要

本業務の対象とする施設の概要は、以下に示すとおりである。

表－1 対象施設の概要（1）

施設名称	(仮称) 汚泥再生処理センター
所在地	千葉県長生郡長生村藪塚 1, 115-1
都市計画	都市施設 汚物処理場 用途地域 工業地域 高度地区 指定無し 防災地域 指定無し
敷地面積	約 23,600 m ² (ごみ焼却施設及び汚物処理場との共有敷地)
建築面積	911.12 m ²
延床面積	2,182.18 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階
竣工年月	平成30年3月(予定)
設計・施工	クボタ環境サービス株式会社
構成施設	① 処理方式: 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 ② 処理規模: 97kℓ/日 ・し尿 10kℓ/日 ・浄化槽汚泥 87kℓ/日(農集汚泥含む)

表－２ 対象施設の概要（２）

項目		概要
処理方式		浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式
セ ン タ ー 汚 泥 再 生 処 理	処理対象物	し尿：10kL／日
		浄化槽汚泥：87kL／日（農集汚泥含む）
管理施設		管理棟（処理棟と合棟）
汚泥再生処理センターに付帯する資源化施設		汚泥脱水設備、助燃剤搬出設備 なお、ごみ焼却施設への助燃剤供給はトラックにて行う。

6 長期包括運營業務委託の目的

本業務は、本組合構成市町村の公共下水道以外から排出されるし尿・浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥含む）を適正処理（安定的、経済的、衛生的かつ安全）及び資源化を行うものである。

この施設を民間へ「長期包括運營業務委託」することにより、経費の効率化、行政事務の効率化を図ることを目的とする。

7 業務スケジュール（予定）

- ①事業者の決定 平成 29 年 10 月下旬頃
- ②契約締結 平成 29 年 12 月上旬頃
- ③業務期間 契約日の翌日から平成 45 年 3 月 31 日まで
- ④運営準備期間 契約日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- ⑤運営期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 45 年 3 月 31 日まで（15 年間）

※対象施設は現在建設中であることから、工事の進捗状況に応じて上記の業務スケジュールは変更となる場合がある。このため、優先交渉権者と契約交渉を行う際に、双方で協議するものとする。

8 業務範囲

本業務で、事業者が行う業務の範囲は次のとおりである。詳細については、要求水準書にて示す。

表－3 業務範囲 (1/2)

包括運営業務区分		業務内容
1	包括運営の全般業務	①業務履行計画（15年間）の作成
		②単年度ごとの業務履行計画の作成
		③国・県への各種報告の組合補助
		④施設見学者対応の支援
		⑤行政視察、近隣の外部対応の支援
2	搬出入・受付管理業務	①持込み者（許可業者）の受付
		②搬入車両の計量・記録・確認
		③搬入禁止物・不適物の確認
		④受入室等での車両の誘導・指示
		⑤資源化物（助燃剤）の搬出車両への積み込み作業
		⑥資源化物（助燃剤）の搬出
3	運転管理業務 (運転操作・監視)	①年度し尿処理計画に基づく年間運転計画の策定
		②年間施設修繕・保全計画の策定
		③月間運転計画の作成
		④施設運転管理（運転操作・監視）
		⑤用役管理業務（電気・上水・燃料・薬剤等）
4	維持管理業務	①建物・建築設備・プラント機器等に関する維持管理業務
		②消耗品・予備品・工具類・什器類の調達・管理
		③法定点検整備（予防保全）
		④定期点検整備（予防保全）
		⑤日常の機器点検整備
		⑥施設の性能・機能の維持管理
5	環境管理業務	①搬入物・処理工程水・放流水等の測定分析
		②作業環境測定

表－3 業務範囲 (2/2)

包括運營業務区分	業務内容
6	<p>情報管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データ管理（日報、月報、年報） ②報告書（月間・年間）の作成・提出と管理 ③運転管理データ（搬入/搬出量・処理工程別水質分析・温度・公害規制値・機器点検等） ④保守管理データ（定期点検整備・保守管理・部品納入等） ⑤施設の機器等の修理報告書の作成 ⑥施設の事故報告書の作成 ⑦竣工図書類の管理 ⑧官庁申請提出図書類の作成補助（電気設備・クレーン・消防設備等）
7	<p>施設性能の確認検査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機能検査 ②精密機能検査（3年毎）
8	<p>その他関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全衛生管理 ②警備業務（防火、防犯）（汚泥再生処理センター敷地内） ③清掃業務（汚泥再生処理センター敷地内） ④エレベーター管理業務 ⑤自動ドア管理業務 ⑥植栽管理（汚泥再生処理センター敷地内） ⑦運営の事前準備
9	<p>各種マニュアル類の作成・管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運転管理マニュアル ②日常点検、巡回点検マニュアル ③設備保全マニュアル ④労働安全マニュアル ⑤作業環境保全マニュアル ⑥事故対応マニュアル ⑦緊急時対応マニュアル ⑧電気保安規定 ⑨機器設備台帳
10	<p>上記区分に付随する業務</p>

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項（予定）

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

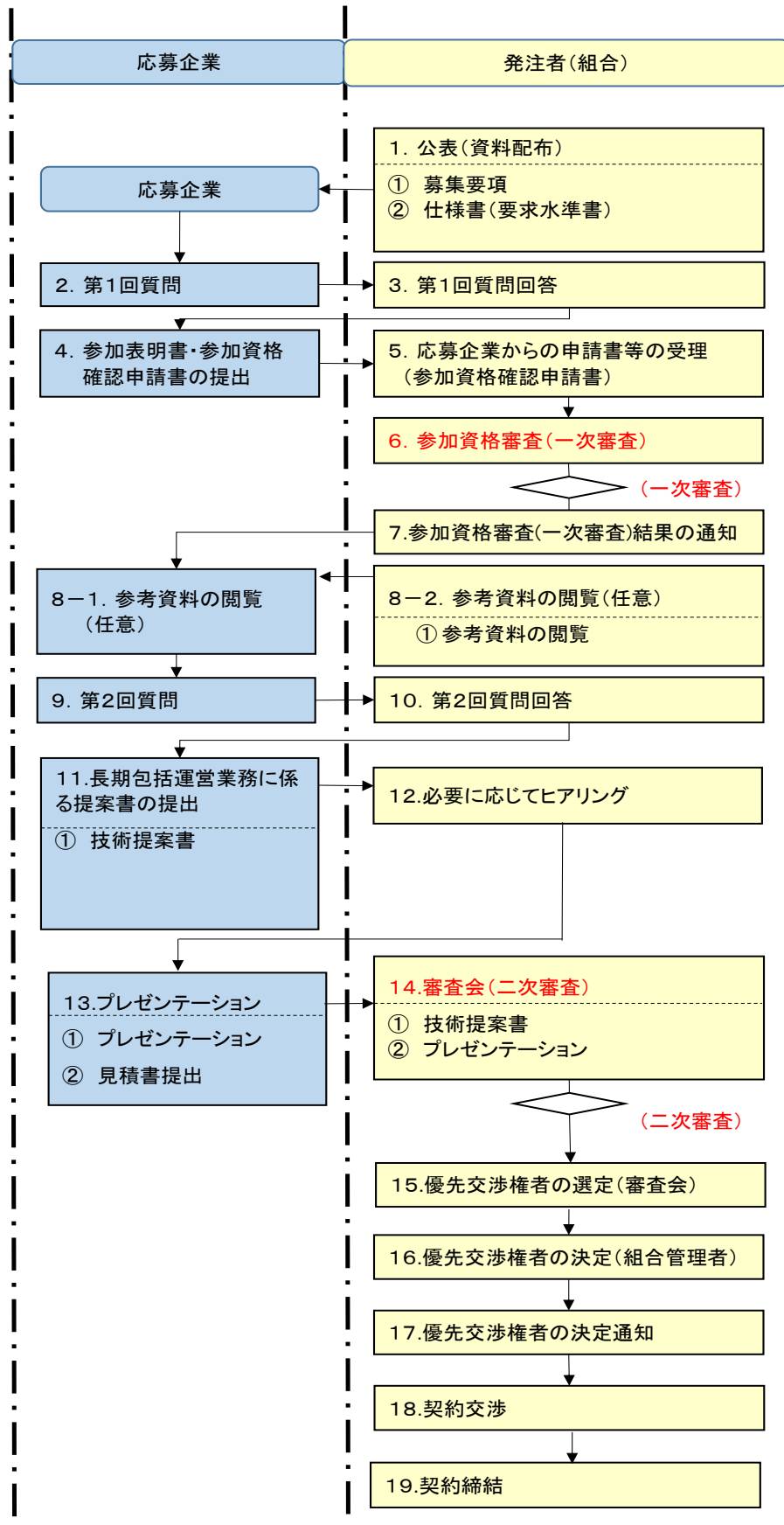
2 事業者の募集及び選定手順

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、表－4に示す。また、選定の手順を図－1に示す。

表－4 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日付	内容
平成29年7月10日（月）	募集要項等の公表
平成29年7月10日（月）から 平成29年7月14日（金）まで	募集要項等に関する質問受付（第1回） （ただし、要求水準書に関する内容は除く）
平成29年7月24日（月）	募集要項等に関する質問に対する回答（第1回）
平成29年7月24日（月）から 平成29年7月25日（火）まで	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付
平成29年8月1日（火）	参加資格確認の結果通知
平成29年8月8日（火）から 平成29年8月10日（木）まで	参考資料閲覧
平成29年8月10日（木）から 平成29年8月17日（木）まで	募集要項等に関する質問受付（第2回） （要求水準書に関する内容を含む）
平成29年8月28日（月）	募集要項等に関する質問に対する回答（第2回）
平成29年9月4日（月）	提案書類の受付
平成29年9月上旬から 平成29年10月中旬	提案書類の審査 （プレゼンテーション・ヒアリングの実施を含む）
平成29年10月下旬	優先交渉権者の決定
平成29年11月上旬頃から 平成29年12月上旬頃まで	契約交渉
平成29年12月上旬頃	契約締結

図ー1 公募型プロポーザル方式による長期包括運営事業者選定の手順



第4章 参加者に関する条件

1 参加資格要件

1) 参加者の構成等

参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- ①単独企業又は複数(3者以内)の企業から構成される共同企業体とすること。
- ②参加者が複数の企業から構成される場合は、代表企業を定めること。
また、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、参加者の構成員について明らかにすること。
- ③参加者の構成員の変更は、原則認めない。
- ④参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。

2) 参加者の参加資格要件

参加者は、募集要項等の公表日において、次に掲げる要件を全て備えていること。参加者が複数の企業から構成される場合には、すべて構成員が、次の①から④の要件を備え、代表企業が⑤から⑦の要件を備えること。

- ①建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者で、千葉県、組合を構成する市町村及び組合から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者のほか、手形交換所において取引停止処分を受け2年間を経過しない者、本業務の公示の日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者、及び会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更正手続開始決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- ④次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- ⑤過去5年以内において汚泥再生処理センター又はし尿処理施設の運転管理について、継続して1年以上の元請けとしての業務実績を有していること。
- ⑥過去5年以内において汚泥再処理センター又はし尿処理施設のプラント設備の修繕又は更新の業務について、元請けとしての業務実績を有していること。
- ⑦廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理施設)の資格を有する者を本業務の開始までに配置できること。

2 応募に関する留意事項

1) 募集要項等の承諾

参加者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

3) 契約保証金

受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、組合が準用する茂原市財務規則（昭和59年茂原市規則第2号）第142条第3項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5) 著作権

参加者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、参加者に帰属する。

ただし、組合は、本業務の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

なお、外部への公表等を行う場合、参加者の了解を得るものとする。

6) 提案書類の取扱い

提出された提案書類については、変更することができない。また、理由のいかんに係らず、返却しない。

7) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

8) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 提出書類に虚偽の記載がある場合

イ 著しく信義に反する行為をした場合

ウ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

エ アからウに掲げるものの他、組合が指定した事項に違反した場合

9) 応募延期等

組合が必要と認めたときは応募を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

10) 業務委託限度額の公表

業務委託限度額は 1,882,224,000円とする。

(消費税及び地方消費税相当額を含む額とする)

※見積価格は、業務委託限度額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を超えないこと。超えた場合は、失格とする。

11) その他

募集要項等に定めるもののほか、公募に当たって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

3 応募手続き等

1) 募集要項等の配付

募集要項等の配付を次のとおり行う。

①配付日

平成 29 年 7 月 10 日 (月) から平成 29 年 7 月 14 日 (金) まで

②配付時間及び場所

時 間：午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

場 所：千葉県茂原市下永吉 2, 101

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課

③配付資料

募集要項、様式集、仕様書 (要求水準書)、優先交渉権者決定基準

④配布の方法

募集要項、様式集、優先交渉権者決定基準については本組合のホームページからダウンロードが可能であるが、仕様書 (要求水準書) については、所管課へ電話による申込みを行い、日時の指定を受けたうえで、設計図書等貸出申請書 (長生郡市広域市町村圏組合一般競争入札実施要領 (平成 25 年 5 月 24 日告示第 23 号) 別記第 1 号様式) を提出し配布を受けるものとする。また、配布資料はコンパクトディスク等の記録媒体に電子ファイルとして記録したものを配布する。なお、記録媒体は参加者の負担とする。

2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ただし、第1回については、仕様書（要求水準書）に関する内容は除く。

①受付期間

・第1回：平成29年7月10日から14日

・第2回：平成29年8月10日から17日

（2回目質問は、後記の参加資格の確認を受けた者のみが提出することができる。）

②質問方法

様式1-7に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。それ以外の方法（電話、FAX、口頭、郵便等）による質問は受け付けない。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版）とする。

③提出先

長生郡市広域市町村圏組合

環境衛生課施設整備係（P18第6章4事務局を参照）

（電子メール送付に当たっては、表題を「質問提出 環境衛生課施設整備係宛とすること。」）

3) 募集要項等に関する質問に対する回答

回答については、次のとおり行う。

なお、電話、FAX、口頭、郵便での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

①第1回：平成29年7月24日に組合のホームページに回答を掲載する。

②第2回：平成29年8月28日に組合から参加資格審査を経て適格業者と認められた者全員に対して、回答書を電子メールにて送信する。

4) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出日

次により参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける

①提出日時

平成 29 年 7 月 24 日(月)及び平成 29 年 7 月 25 日(火)

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

②提出先

長生郡市広域市町村圏組合

環境衛生課施設整備係 (P18 第 6 章 4 事務局を参照)

③提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

④提出書類

ア 参加表明書 (単独企業: 様式 1-1-1 複数企業: 様式 1-1-2)

イ 構成員表 (複数企業のみ提出: 様式 1-2)

ウ 業務実施体制 (様式 1-3)

エ 委任状 (様式 1-4)

オ 参加資格確認申請書 (単独企業: 様式 1-5-1 複数企業: 様式 1-5-2)

及び添付書類

i) 会社概要・業務経歴書

ii) 登記簿謄本

iii) 代表企業及び全構成企業の納税証明書 (直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに千葉県 の 県 税 及 び 組 合 構 成 市 町 村 の 法 人 住 民 税 納 税 義 務 者 に あ っ て は 当 該 納 税 証 明 書)

iv) 当該実績を有していることを証明する書類 (様式 1-6)

カ 印鑑証明書及び印鑑届 (様式自由: 構成員全員について、実印を押印のう え、本業務の応募手続等に使用する印鑑及びその使用者を届けること)

5) 参加資格の確認 (資格審査)

組合は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等により本業務の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

参加資格確認の結果については、平成 29 年 8 月 1 日に応募者 (複数の企業からなる場合は代表企業) に対し、書面にて通知する。

ただし、参加資格確認から契約締結までの期間に、参加者又は参加者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

6) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格が無いと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求められることができる。

イ アの説明を求める場合は、その旨を記載した書面（任意自由）を平成29年8月4日までに、環境衛生課施設整備係に提出する。提出方法は郵送又は持参によるものとし、ファックス・電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は、平成29年8月14日までに書面により行う。

7) 参考資料の閲覧

①参考資料の閲覧

下記の参考資料の閲覧を希望する者は、様式2-1により閲覧の申込をした上で、閲覧の際に、様式2-2を提出すること。

(閲覧に供する参考資料一覧)

- | |
|--|
| ①日別搬入実績（過去3ヵ年）
②し尿及び浄化槽汚泥の搬入物水質分析結果実績
③現有施設運転実績
④長生地域循環型社会形成推進地域計画
⑤汚泥再生処理センター建設工事実施設計図書 |
|--|

参考資料の閲覧は、下記の期間及び場所にて行う。

ア 閲覧期間

平成29年8月8日から10日（予定）。

イ 閲覧場所

千葉県茂原市下永吉2,101番地
長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課

ウ 閲覧にあたっての留意事項

- i) 閲覧は、午前又は午後の3時間を1単位とし、2単位までとする。申込の状況によっては、組合が閲覧スケジュールの調整を行うことがあるので留意のこと。
- ii) 閲覧に供する資料の貸出しは行わない。
- iii) 閲覧にあつては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は、行ってはならない。
- iv) 複数企業によるグループでプロポーザルに参加する等の理由により、複数の企業により閲覧を希望する場合は、代表企業が、様式2-1により申し込むこと。ただしその場合でも、様式2-2は、閲覧に参加する全ての企業が提出すること。
- v) 参考資料の閲覧への参加者は4名以内とする。閲覧にあつては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書を、参加者各自が持参すること。

8) 提案書類の提出

参加者は、次により本業務に関する提案書類を提出すること。

①提出日時

平成 29 年 9 月 4 日 (※1)

②提出場所

長生郡市広域市町村圏組合

環境衛生課施設整備係 (P18 第 6 章 4 事務局を参照)

③提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

④提案書類

提出された提案書類が全て揃っていることを確認し、書類が不備の場合は失格とする。

提案書類については、次のとおりとし、「ウ」の技術提案書については、7部を提出すること。併せて、提案書類等を電子データ (PDF ファイル) として CD-ROM により 1部提出すること。

ア 提案書類提出書 (様式 3-1)

イ 見積書 (様式 3-2) (※1)

ウ 技術提案書

⑤見積書 (様式 3-2) の提出

参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

見積書は、封筒に入れ封かんし、業務名称・宛先・参加者の代表企業名及び参加資格確認結果の通知に記載されている参加者番号を記入し持参とする。

※1. 提出日時は、プレゼンテーション当日 (平成 29 年 10 月中旬予定) とする。

⑥技術提案書作成要領

技術提案書は、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版及び A3 版」縦置き横書き左綴じとする。また、本文の文字サイズは 11 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

技術提案書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されている参加者番号を記入すること。

⑦参加者

複数の企業によるグループでプロポーザルに参加する場合は、代表企業のみが参加する。なお、代理人が参加する場合は、委任状 (様式自由) を提案書類と併せて提出する。

委任状の提出のない場合は、プロポーザルに参加できない。

9) その他

ア 組合が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

i) 提出日時までに提案書類が提出されない場合

ii) 提案書類に虚偽の記載があった場合

iii) 募集要項等の規定に違反すると認められた場合

ウ プロポーザル期間中何らかの理由により辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

第5章 包括運営委託条件

本業務の実施に係る条件は、次のとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成すること。

1 事業計画の提案に関する条件

1) 組合が支払う委託費

①委託費の考え方

組合は、契約に基づき受託者が行う包括的運営及び管理に関する費用として契約金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

②提案にあたっての留意事項

委託費について、年度ごとの内訳書を提出すること。

2) 包括的運営管理に係る提案条件

以下の提案条件に基づき提案を行うものとする。

- ①処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理汚泥とする。
- ②当該施設に係る各規制基準を満足できる運営管理とする。
- ③包括的運営管理については、処理性能・環境性能・経済効果、資源化について最良の運営管理手法となるものを提案すること。
- ④施設性能の維持は、契約終了後1年間も責任あるものとする。

3) 保 険

組合は、火災等に備えて「建物災害共済（一般財団法人全国自治協会）」に加入するが別途、受託者は設備故障及び従業員等に係る労務災害等、その他予見されるリスクに対応するため、組合と協議の上、第三者損害賠償保険等の必要と思われる保険に予め加入すること。（下記例示を参照）

- (1) 第三者賠償責任保険
- (2) 火災保険特約付き（建物、機械）
- (3) 団体廃棄物処理プラント保険
- (4) 機械保険
- (5) 受託者賠償責任保険
- (6) 労災総合保険
- (7) 企業費用利益総合保険
- (8) メーカー機械保険

4) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者が予め書面により、本業務の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 組合による本業務の実施状況の監理（モニタリング）

組合は、契約に基づき提供される長期包括運営業務委託に係る要求水準書に定める仕様（性能）を確認するため、本業務の実施状況の監理（モニタリング）を次のとおり行う。

1) 運営段階

組合は、事業者が提出する「長期包括運営業務履行計画（以下、「業務履行計画」という。）」に基づき、毎年度本施設の長期包括運営方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて「業務履行計画」を本施設の現状に即した内容に改定するよう事業者を求めることができるものとする。

長期包括運営業務委託の監理（モニタリング）にあたっては、組合は必要に応じ第三者機関よりアドバイスを求めることができるものとする。

また、本施設の運営管理状況の監理（モニタリング）により、契約書で定められた要求水準を、満たしていないと判断される場合には、組合は事業者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、改善計画の提出を求めることができる。

なお、一定期間での改善が見られない場合には、合理的な説明に基づき委託費の減額、もしくは、契約解除等を事業者に対して講ずることができる。

2) 業務期間終了段階

組合は、事業者に対して業務期間終了時において、第三者機関による精密機能検査（3年毎に実施する精密機能検査と兼ねる。）を実施させ、施設が継続して使えることを確認したうえで、事業者に対し業務期間終了前までに、業務期間終了後1年間に亘る本施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、業務履行計画の改定並びに適切な維持管理・補修を求めることができる。

また、組合は、同検査の結果、本施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託料の支払いを留保し、施設の改善・検査の合格を条件に留保した委託料を支払うものとする。なお、これら改善及び検査に係る一切について、事業者の責任と費用において実施すること。

業務期間の終了に係らず本施設の機能確認、性能確認に合格することが業務契約終了の条件となる。

また、業務期間の終了後1年間に、本施設に関して性能未達が発生した場合、組合は事業者と協議を行うことができる。この協議により、性能未達が事業者の運営維持管理業務に起因するものであると判断された場合、事業者は、自らの責任と費用において補修等必要な措置を講ずるものとする。

第6章 提案書類の審査

1 審査会の設置

長期包括運營業務委託の事業者選定にあたり、公正性及び透明性を確保することを目的に、汚泥再生処理センター長期包括運營業務委託に係る優先交渉権者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

2 審査の方法

1) 提案書類審査

ア 提案書類は、あらかじめ設定した優先交渉権者決定基準に従って、審査会において提案書類を総合的に審査する。

イ 組合は、提案書類の審査に先立ち、提案者から提案の内容について説明を受ける場を設けることができる。

ウ 参加者から提出された提案書類について、審査項目の評価に応じて点数を付与し、それらの合計した評価点数の最も高い者（失格要件に該当する者を除く。）を優先交渉権者として選定する。

2) 優先交渉権者の決定

ア 組合は、審査会の審査を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

イ プロポーザルの結果は、平成29年10月下旬（予定）に参加者（代表企業）に文書で通知する。

電話等による問合せには応じない。

3 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

4 事務局

公募及び選定に係る事務局は、次のとおりである。

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課施設整備係

住 所 千葉県茂原市下永吉 2101

電 話 0475-23-4944

ファックス 0475-26-1113

電子メール kankyo@choseikouiki.jp

第7章 契約の概要

1 契約手続き

- (1) 優先交渉権者と仕様及び契約条件などについて、協議調整のうえ随意契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者との契約交渉が合意に達しない場合には、公募型プロポーザルの技術評価点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、契約を締結する。

2 契約内容の見直し

契約が、長期間（15年間）であるため、5年ごとに契約内容の見直しについて協議を行う。契約内容の見直しは契約の前提条件であるし尿等搬入量が1割以上変動した場合に行うことができるものとする。

第8章 事業者の責任の明確化

1 基本的な考え方

本業務における提案及び提案に基づく諸条件を踏まえて長期包括運営期間（15年間）及び運営期間終了後1年間にわたり本施設の要求水準が満たせるよう、適切な維持管理業務を行うこと。なお、業務の実施に係る責任は、原則として事業者が負う。

ただし、組合が責任を負う合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、組合が責任を負う。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として別表-1（リスク分担表）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、仕様書（要求水準書）で明示し、最終的には契約書で定め、業務履行計画書にてリスク分担表を記載し履行するものとする。

第9章 業務履行計画等の解釈に関する疑義

要求水準書など契約書類に基づく「業務履行計画」の解釈について疑義が生じた場合、契約等の規定に基づいて、組合と事業者は誠意をもって協議を行う。この場合、協議の不調等による契約等に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第10章 業務の継続が困難になった場合の措置に関する事項

1 基本的な考え方

本業務では、業務委託契約等の規定に基づき、契約書等には、業務期間において本業務の継続が困難になった場合（事業者の経営破綻、又はその恐れが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、事業者に一定の猶予期間を与え、事業者の業務遂行能力の回復を待つとする。ただし、公共サービスに重大な遅延等の恐れがある場合には、組合は、事業者との業務委託契約を解除し、本施設の長期包括運営業務を実施する新たな民間事業者を募集することとする。

2 契約の担保

組合は、業務の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等の恐れがある場合、あるいは事業者の業務遂行能力の回復が事実上不可能であると判断された場合などを想定し、事業者に契約保証金を設定させ、係る損害への担保とする。

別表-1 リスク分担表

※負担者 ○主負担 △一部負担

区分	リスクの種類	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				組合	事業者
一般事項 (共通)	法令変更リスク (税制度含む)	1	本業務に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	△
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応リスク	3	本業務に関する住民反対運動等に関するもの等	○	△※1
	本業務の中止・遅延等 に対するリスク	4	組合の指示等によるもの	○	
		5	組合の債務不履行によるもの	○	
		6	本業務を行う上で事業者が必要な許認可等の遅延によるもの		○
		7	事業者の責による本業務の中止、遅延、放棄及び破綻によるもの		○
	経済変動リスク	8	本業務開始後の物価変動	○	△※2
	不可抗力リスク	9	天災、暴動等による本業務の変更、中止、遅延等	○	△
	仕様書(要求水準書) 等変更リスク	10	募集要項、仕様書(要求水準書)、その他組合が提示した資料の変更によるもの	○	
運営管理 等	し尿等搬入量の変動 リスク	11	し尿等搬入量の変動(1割以上)に起因する費用の増大	○	△
	運営費上昇リスク	12	組合の責による本業務の変更に起因する運営費の増大	○	
		13	事業者の責による運営費の増大		○
	教育訓練リスク	14	教育訓練の不備により事業者が適正な運営を行えない。		○
	施設の性能保証 リスク	15	施設性能の不備		○
		16	仕様書(要求水準書)の不適合(設計・施工の瑕疵を除く)		○
	第三者賠償リスク	17	本業務において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故発生リスク	18	本業務における事故発生によるもの	△※3	○
環境保全リスク	19	本業務に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合	△※3	○	
終了後	施設の性能保証 リスク	20	本業務終了時(引き渡し時)における施設の性能保証に関するもの		○

注) △は、組合との協議を含む。

※1 事業者に起因するもの

※2 一定範囲内の物価変動には対応

※3 組合に起因するもの